

(仮称) 姫路市観光交流センター管理運営システム構築等業務委託仕様書

姫路市 観光経済局 観光コンベンション室

## 第1章 総則

### 1 目的

本市の中心市街地のさらなるにぎわい創出と観光産業の成長を図るため、令和8年10月オープン予定の「(仮称) 姫路市観光交流センター」(以下「本施設」という。)において、市内の観光施設や地域事業者等と連携しながら来訪促進及び来訪者の満足度向上を目指し、観光情報の発信、地場産品等の展示・販売、交流イベントの実施等を通じて本市の魅力を広く発信するため、機能的な管理運営システムの構築及び機器の導入を行うもの。

### 2 業務名

(仮称) 姫路市観光交流センターシステム運営システム構築等業務

### 3 契約期間

契約締結日から令和8年10月31日(土)まで

### 4 発注者

姫路市

### 5 導入環境

#### (1) 施設概要

本施設は、本市の中心市街地のさらなるにぎわい創出と観光産業の成長を図るため、令和8年10月オープン予定の施設である。

名称 : (仮称) 姫路市観光交流センター  
所在地 : 姫路市二階町 50 番地、呉服町 49 番地  
ローレルコート姫路大手前通り西棟 1 階 店舗 1 (101)、店舗 2 (102)  
開館時間 : 午前 9 時 30 分から午後 7 時 30 分まで  
休館日 : 12 月 29 日、12 月 30 日  
床面積 : 325.14 m<sup>2</sup>  
備考 : 別紙 1 「レイアウト図」のうち区画 A (店舗 1) を展示スペース、区画 B (店舗 2) を事務スペースとして利用する。

#### (2) 施設機能

- ア デジタル技術を活用した観光情報の発信
- イ 本市の魅力を訴求する映像体験の提供
- ウ 地場産品等の展示・販売
- エ ほこみち\*を活用したヒト・モノ・コトを繋ぐ交流空間の提供

\*ほこみち (歩行者利便増進道路制度)

令和3年3月に本市のシンボルロードである大手前通りを「歩行者利便増進道路 (ほこみち)」に指定し、居心地の良い歩行者空間の形成 (椅子、テーブルの設置やイベント空間としての利用) が可能となっている。詳細については本市ホームページを参照すること。 (<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000024431.html>)

### (3) 主な業務内容

- ア 観光案内、観光情報等の発信
- イ 市内及び近隣地域等の観光情報の収集
- ウ インフォメーションシアターの運営
- エ ほこみちの活用
- オ 来館者数の把握及び月報等報告書の作成

## 6 委託業務の内容

本施設において、中心市街地のさらなるにぎわい創出と観光産業の成長に寄与するため、観光情報の発信、地場産品等の展示・販売、交流イベントの実施等を円滑に推進できるよう、機能的で安全かつ持続可能な管理運営システムの構築及び関連機器の導入を行うこと。

### (1) 来訪者利便性と業務安定を両立する無線 LAN 基盤の整備

- ア 本施設来訪者向けに、館内で安定して利用できる無料公衆Wi-Fiを提供し、観光情報の閲覧・取得、イベント参加の促進、滞在時の快適性向上を図ること。併せて、職員が業務で使用する業務用Wi-Fiを整備し、情報収集、案内業務、運営管理等の即応性を高めること。
- イ 公衆Wi-Fiと業務用ネットワークは論理的に分離し、用途に応じた認証方式、帯域制御、アクセス制御、ログ管理等を適切に構築することで、快適性と安全性を両立すること。
- ウ 将来的な利用者の増加（繁忙期、イベント時）や機器増設に柔軟に対応できる拡張性を確保し、監視・障害切り分け・保守対応が容易な管理方式を採用すること。

### (2) 施設運営の即応性を高める通話・連絡基盤の整備

- ア 問い合わせ対応、関係事業者・観光施設との連絡、館内連携の円滑化を図るため、電話交換機（PB等）を整備し、受付・案内・バックヤードの連携を強化すること。
- イ 通話品質の確保（混雑時の安定性）及び障害時の影響最小化（復旧性、代替手段の確保等）を考慮し、業務継続性の高い構成とすること。

### (3) 安心・安全な施設運営のための監視・抑止機能強化

館内及び必要箇所に防犯カメラを設置し、抑止・記録・事後確認を可能とすることで、来訪者及び職員の安全確保を図ること。

### (4) 来訪動向を把握し施策改善につなげる来館者把握システムの導入

- ア 来館者数を把握するため、人数カウントから来館者数を集計できる仕組みを導入し、イベント企画・人員配置・運営改善に活用できるようにすること。
- イ 取得データは、個人が特定されない形での収集・集計を基本とし、プライバシーに配慮した運用（表示・周知、保管、権限、削除）を徹底すること。

### (5) 迅速な事務処理及び観光情報の収集を支える業務環境の整備

職員が観光情報の収集、資料作成、関係者連絡、館内運営に必要な業務を迅速に処理できるICT環境（ノートパソコン等）を導入すること。

### (6) 来館者に対する情報発信の強化

観光情報の映像や音声等を管理するためのシステム及び機器を導入し、来館者に対し効果的にイベント情報や観光情報を発信すること。システムの構築に際しては、クラウドを利用したものなど、より円滑かつ柔軟に情報発信ができるものとする。

### (7) 安全性の高い情報管理システムの構築

システムの構築及び機器の導入に際しては、導入時における最新バージョンのソフトウェアやアンチウイルスソフトウェアをインストールするなど、セキュリティ対策を講じた安全性の高いシステム及び機器とすること。

#### (8) 姫路市観光案内所との連携

本施設と姫路市観光案内所\*との連携を強化し、観光客の受け入れ体制を強固なものにするためタブレット端末等を導入し、ZoomやGoogleMeet等のオンライン会議システム等を活用することで、姫路市観光案内所の職員と本施設の来館者等が動画を用いて円滑に相互にやりとりできる体制を確立すること。

\*姫路市観光案内所の施設概要については以下の URL を参照すること。

<https://www.city.himeji.lg.jp/kanko/0000005207.html>

## 7 導入機器

本業務で導入する機器の個数については別表 1 のとおりとする。必須機器の導入にあたっては以下の要件を遵守すること。ただし、導入必須機器のほかに本業務の実施にあたり必要となる機器については受託者において本市との協議の上、導入するものとする。

### (1) 防犯カメラ

ア カメラは 360 度表示できるものとする。

イ POE 給電対応のものであること。

ウ 別紙 2 「監視範囲図」に示す範囲を監視できる台数を導入すること。

エ 機器仕様については以下のとおりとする。

(ア) 解像度：2,160ppi×2,160ppi 程度

(イ) フレームレート：50fps 程度

(ウ) 圧縮方式：H.264

(エ) 録画要件は以下のとおりとする。

① 解像度：1.6M 程度

② フレームレート：10fps 程度

③ 圧縮方式：H.264

### (2) カウントカメラ

ア 別紙 1 「レイアウト図」に記載の区画 A の出入口（2カ所）からの来館者数を適正に把握できる台数を導入すること。

イ 上記防犯カメラによって、来館者数の把握が可能な場合は、必ずしも導入する必要はない。

ウ 機器仕様については以下のとおりとする。

(ア) 解像度：HD 程度

(イ) フレームレート：30fps 程度

(ウ) WDR 機能：あり

(エ) ナイトビジョン機能：あり

### (3) ノートパソコン

ア 周辺機器（マウス）を含む。

イ Office Standard（最新バージョンのもの）をインストールしていること。

ウ 内 1 台は DVD ドライブ附属のものとする。

エ 機器仕様については以下のとおりとする。

- (ア) OS : Windows11 Pro
- (イ) CPU : インテル Core i5
- (ウ) メモリ : 8GB
- (エ) SSD : 256GB

(4) タブレット端末 (iPad)

ア 2台のうち、1台は本施設、1台は姫路市観光案内所へ導入すること。

イ Zoom、GoogleMeet等のオンライン会議ツールをタブレット端末に導入できるよう、必要に応じてアカウントの取得や設定を行うこと。

ウ 本施設及び姫路市観光案内所への導入にあたり適した仕様のスタンドを各施設に1台ずつ導入すること。

エ 機器仕様については以下のとおりとする。

- (ア) サイズ : W178.5mm×D6.1mm×H247.6mm
- (イ) 重量 : 462g (Wi-Fi & Cellular)
- (ウ) ディスプレイ : 2,360×1,640 (264ppi)
- (エ) ストレージ容量 : 128GB
- (オ) ポート : USB-C
- (カ) 最大輝度 : 500nits
- (キ) バッテリー容量 (参考値) : 約 7600mAh (GSMArena)

(5) ルーター

ア インターネットへの接続が可能な設定をすること。

イ 機器仕様については以下のとおりとする。

- (ア) ポート構成 10/100/1000BASE-T×10 ポート (うち8ポートはSW-HUB)
- (イ) USB3.0×1ポート
- (ウ) IPv4 基本性能 2Gbps
- (エ) IPsec 性能 1.5Gbps

(6) 無線 LAN アクセスポイント

ア 来館者向け (ゲスト) 及び職員向けの無線 LAN 環境ネットワークを論理的に分離し、それぞれ独立したネットワークとして構築すること。

イ 多端末同時接続環境でも快適な通信ができること。

ウ 業務利用に必要なセキュリティの確保及び運用の負荷軽減を実現すること。

エ Wi-Fi サービスは本業務受託者によるクラウドサービスで提供すること。

オ Wi-Fi サービスの AP からクラウドサービスを通じて認証し、インターネットを接続すること。

カ 導入する AP は、本業務受託者が買取型を調達し構築すること。

キ Wi-Fi サービス提供開始後、AP 等の増設等が容易に実施できるような認証システムを提供すること。

ク 利用者が Wi-Fi サービスに接続した場合、最初に認証画面の表示を行うこと。なお認証画面は https 等で暗号化されていること。

ケ 認証画面において日本語、英語、中国語 (繁体字、簡体字)、韓国語に対応すること。

コ サービス提供時間帯は 24 時間 365 日 (システムメンテ等除く。) サービスを提供すること。ま

た、AP を設置した施設ごとにサービス提供時間帯を設定可能であること。

サ Wi-Fi サービスを利用する際の利用規約を表示できること。

シ 認証後のエントリー情報は最大 365 日保持が可能であり、悪意のある利用が明らかになった場合にその状況が確認できること。また、悪意のある利用や犯罪利用等、警察からアクセスログの提出を求められた場合には、法令に基づき迅速に対応できること。

ス 利用規約に利用登録情報やアクセスログの収集・保管について記載し、利用者の同意を得ること。

セ 認証方法は、利用者の利便性と本人性確認を担保するためにメールアドレス（メールリターン認証）、SNS のアカウントでの認証ができること。また、利用者の利便性向上のため、全国の自治体、主要駅・空港、商業施設等のフリーWi-Fi スポットに接続可能な公衆無線 LAN 接続アプリ（JapanWi-Fi アプリ等）を用いた認証を可能とすること。

ソ 公衆無線 LAN の利用者端末を保護するために、同一 SSID 間で無線端末同士の通信を禁止すること。

タ 発注者提供のインターネット接続環境（フレッツ光等）を使用すること。通信事業者がレンタル提供するホームゲートウェイを調達・設置し、インターネットにアクセスする設定を実施すること。

チ 同時接続端末数は 100 台程度のものですること。

ツ 災害が発生した場合、利用者の認証手続きが簡素化され、迅速かつ簡易にインターネットを利用可能となるよう以下のどちらかの仕組みを提供できること。なお、災害時に自動的に災害時開放モードに移行する仕組みを有すること。

(ア) 災害用統一 SSID 「00000JAPAN（ファイブゼロ・ジャパン）」の提供

(イ) 事業者独自の災害時開放機能（独自 SSID）

テ Wi-Fi サービスの運用に係るサービス提供要件は以下のとおりとする。

(ア) 体制

① サービス提供業務を行うための体制を有していること。

② 故障発生時等における受付け、切分け、手配等の体制を有すること。

(イ) 故障対応

① オペレーターが 24 時間 365 日受付可能であること。

② 故障発生時、遠隔による故障切り分けが対応可能なこと。

(ウ) 利用状況確認

① インターネットブラウザを用いて利用者数などの確認が可能であること。

② 利用状況を確認、分析ができる統計機能が有すること。

(エ) カスタマーサポート

① 利用方法などの問合せに対応できる窓口を 9 時から 21 時まで設けること。

② Wi-Fi 設定の変更がサポートセンター等から遠隔で可能なこと。

(7) L2 スイッチ (PoE 対応)

ア フォーマンス スイッチング方式：ストア&フォワード方式

イ 最大パケット転送能力（装置全体/64byte）：11.9Mpps

ウ スイッチング・ファブリック：16Gbps

エ PoE 給電方式：オルタナティブ A

オ 最大供給電力：1ポートあたり 30W

カ 最大供給電力：装置全体 61.6W

キ 2台の内1台は別システムも接続することを踏まえ、上記アからカの項目に加え、以下の要件をすべて備えていること。

(ア) HUBポート：16ポート以上

(イ) PoE 給電方式：オルタナティブ A

(ウ) 最大供給電力：1ポートあたり 30W

(エ) 最大供給電力：装置全体 185W

(8) 無停電電源装置

ア 運転方式：ラインインタラクティブ方式

イ 筐体：ラックマウント型

ウ 最大出力容量(W)：1240W/最大出力容量(VA)1240VA

エ 定格入力電圧：AC100V/AC120V

オ 対応入力周波数：50/60Hz ±4Hz

カ バックアップ時間（フル負荷時）：約5分

(9) NAS

ア 容量：4TB

イ 規格：ラックマウント型

ウ 対応 RAID：6/5/10/1/0

エ データ転送速度：最大 6.0Gbps

オ 消費電力：最大（定格）：85W

(10) ビジネスホン（主装置）

ア サイズは、W388mm×D307mm×H140mm程度で自立設置できること。

イ 電話回線はひかり電話オフィス A を直収収容が可能であること

ウ 多機能電話機等を 10 台まで接続するためのインターフェースを実装すること。

エ 単体電話機（FAX 機）2 台を接続するためのインターフェースを実装すること。

オ 停電時に通話が切れないよう、3分程度通話保持のための対策を行うこと。

カ 音声メール機能は、通話録音機能、録音前ガイダンス機能、留守番電話機能及び録音通知機能を有すること。

キ ルータ等の機器が接続出来る LAN ポートを 1 つ以上実装すること。

ク 発注者で別途整備するインターネット回線を活用すること。

ケ 必要に応じて周辺機器（VOICE スイッチ等）を導入すること。

(11) 多機能電話機

ア サイズは、W180mm×D269mm×H91mm程度であること。

イ 漢字表示ディスプレイを装備していること。

ウ 漢字登録機能付き短縮ダイヤルが登録できること。

エ 外線及び内線への通話ができること。

オ 発着信履歴は、それぞれ 50 件以上表示できること。

カ 着信音は、外線及び内線合わせて 8 種類変更可能であること。

キ 各種回線（アナログ、デジタル及び IP 等）に対応したナンバーディスプレイ機能を有すること。

と。

ク 機器の設置に必要な配線工事をすべて含むこととする。

ケ すべての電話機は、電話機毎に外線発信規制（市内、県内、海外、携帯等）の設定、選択ができること。

コ 対象機器の取扱いや故障時の問い合わせ（原因の切り分けを含む。）及び故障修理は、平日の昼間帯（9時00分から17時00分）の対応が可能であること。

(12) コードレス電話機(子機)

ア サイズは W50mm×D16.5mm×H143mm 程度であること。

イ 8つの回線ボタンを有すること。

ウ 英数・カナ文字・漢字を表示することができること。

エ IPX5/7 相当の防水性能に対応であること。

オ 空の状態から満充電状態までの時間は 7.5 時間程度までであること。

(13) コードレスアンテナ (CS)

ア CS 1 台あたりの位置登録できる子機は最大 8 台であること。

イ CS1 台あたりの同時に通話、個別着信など使用できる子機は最大 3 台であること。

ウ ハンドオーバーに対応できること。

エ 状態表示がランプで確認できること。

(14) デジタルサイネージ

ア ディスプレイサイズは 55 インチとする。

イ 高輝度（輝度 500cd/m<sup>2</sup> 以上）とし、可搬可能なものとする。

ウ 一次的に屋外にも設置することも想定し、屋外設置可能な機器の選定すること。

エ サイネージ用スタンドは、手動でディスプレイを「縦置き」及び「横置き」に容易に切り替え（回転）可能な機構を有すること。また、回転後の位置で確実に固定できるストッパー等の安全機構を備えること。

オ 場所を選ばずに使用するため、ディスプレイの高さを調節可能なものとする。また、STB を設置する台及び格納 BOX を設けること。

(15) セットトップボックス (STB)

ア 使用電源\_附属 AC アダプター：AC100V、50/60Hz（本体：DC12V）

イ 消費電力\_電源オン：5W

ウ 消費電力\_電源オフ：0.6W（クイックスタート「切」）

エ ケーブル入力端子：F 型接栓、75Ω

オ 分配出力端子：F 型接栓、75Ω

カ HDMI（映像・音声）出力端子：1 系統（19 ピン端子）

キ LAN 端子：1 系統（100BASE-TX/10BASE-T）

ク USB 端子：2 系統（後面端子：録画用 USB2.0 Max900mA/前面端子：AV 周辺機器用 USB2.0 Max500mA）

ケ 大型表示装置（STB）は 4K 相当で放映可能なこと。

## 8 導入システム

以下の各システムの導入は必須とする。

## (1) 来館者数把握システム

カメラの映像から来館者数の自動カウントを行い、より正確にその数を把握できるシステムを導入すること。システムの構成要件は以下のとおりとする。

ア 来者数の集計は防犯カメラの AI 機能を用いること。

イ 来館者数計測用カメラから受信したデータを集計し、それらを時系列にグラフ化して表示できる機能を持ち、そのデータを Excel ファイル等にて出力できること。

ウ 集計したデータを 3 ヶ月以上保存できる容量で、期間内であれば、それらを CSV 出力できる機能を持つこと。また、カメラ映像はリアルタイムでの視聴が可能であること。

エ 商品分析業務を行うため、購買エリアに滞在している来館者を自動で集計できること。

オ 来館者数集計に係るカメラの配信要件は以下のとおりとする。

(ア) 解像度：5M 程度

(イ) フレームレート：30fps 程度

カ 一連のシステム構築において、一切の開発作業は認めないこととする。

キ 人物の認識やカウント等の AI 処理はすべて防犯カメラ本体のみ、かつ設定変更のみで完結することとし、記録装置や管理端末については、これらのメタデータのみ受信する構築とすることで、本システム通信経路上の各機器やケーブル等に負荷をかけないシステムとする。

## (2) 映像・音声コンテンツ管理システム

本業務で導入するサイネージ及び STB を使用し、観光情報の映像や音声などのコンテンツを本施設及び本市観光コンベンション室で管理する操作端末からクラウドを用いて常時更新、管理できるシステムを導入すること。なお、システムの詳細な要件は以下のとおりとする。

ア センター設備はクラウド型等の構成とし、クラウドセンターの設備は次のとおりとする。

(ア) 納入業者が契約するクラウドサーバを利用すること。

(イ) 原則、毎日のバックアップ作業を行うこと。

(ウ) 障害が発生した場合は、前日のデータバックアップ時点までデータを回復することができること。

イ 本施設のノートパソコン及び本市観光コンベンション室に設置のパソコンからインターネット接続でクラウドサーバに接続できること。

ウ 機器は本施設内の本市が指定する場所に納品すること。

エ ネットワーク切断時、事前に表示端末に配信・蓄積しているコンテンツ放映を継続できること。ただしネットワーク連携が必要なコンテンツについては対象外とする。

オ 本施設内のサイネージにコンテンツが投影できるよう機器を設置すること。なお、機器の設置場所については別途指示する。

カ 必要なセキュリティ対策（アクセスログ管理、アカウント管理、IP 制限等のアクセス管理）を講じること。

キ 稼働時間は本市と協議の上、適宜対応すること。

ク 以下の機能を備えること。

### 【システム全般機能】

(ア) 本市が準備するパソコンから WEB ブラウザにより接続しコンテンツ等を配信できること。

(イ) 日時を指定しスケジュール放映できること。

(ウ) 割込放映が可能であること。また予約割込み機能を有すること。

- (エ) 割り込み操作時に、割り込み時間の尺を指定できること。
- (オ) 割り込みコンテンツは任意に選択したコンテンツを最大 30 個まで指定できること。
- (カ) ログインアカウントを複数発行できること。
- (キ) テレビチューナー機能が搭載されており、テレビ放送への切り替えが可能なこと。なお、本機能の導入に伴い発生する諸手続き(日本放送協会(NHK)との放送受信契約の締結等)についても遅滞なく行うこと。
- (ク) アンテナ線から受信した EWS 信号をトリガに地上波放送や CATV の映像の割り込み再生ができること。

#### 【コンテンツ機能】

- (ア) 次のの形式が放映可能であること。
  - ① 動画：映像圧縮方式 H. 264、H265（ファイルフォーマット MP4）
  - ② 静止画：JPEG、BMP、PNG、PDF
  - ③ URL へのリンク、HTML
  - ④ アンテナ線から受信した地上波テレビ映像や CATV 映像
- (イ) 放映解像度：最大 3,840×2,160 ピクセル
- (ウ) コンテンツは登録した名称からキーワード検索が可能であること。

#### 【配信機能】

- (ア) 登録されたコンテンツを時間別（秒単位）、日別に設定が可能であること。
- (イ) 曜日別や祝日のスケジュール登録を一括で設定できること。
- (ウ) 設置場所ごとに個別のスケジュールが設定できること。
- (エ) 設置場所ごとに別々のコンテンツ、スケジュールが配信できること。
- (オ) 設置場所ごとにグループ登録が可能であり、グループ単位でのコンテンツ、スケジュールが配信できること。
- (カ) 自動配信機能があること。
- (キ) コンテンツ・スケジュールデータは暗号化して配信をすること。
- (ク) 配信処理がネットワーク異常等の理由において失敗した場合においても自動的にリトライ（再配信処理）を実行する機能を有すること。

#### 【稼働監視機能】

- (ア) 各機器の稼働状況、リソース情報（CPU 負荷、HDD 空き容量）の確認ができること。
- (イ) 各表示端末の再生コンテンツ及びスケジュールをリアルタイムで確認できること。
- (ウ) 表示端末の通信障害又は機器障害発生時にアラート情報を表示する機能を有すること。
- (エ) 表示端末の放映内容が意図せず黒画面となったことを検知できる黒画面検知機能があること。
- (オ) マップ機能を有し、表示端末の稼働監視ができること。

### (3) 防犯カメラ管理システム

本施設における安全性を強化するため、施設内及び周辺（施設内から撮影）を 24 時間体制で撮影する防犯カメラを管理するシステムを導入すること。システムの構成要件は以下のとおりとする。

ア カメラ映像の録画はクラウドにて行うこととし、スマートフォンやパソコンからアクセスすることで、いつでも映像を閲覧できる設計とすること。

イ カメラ映像はリアルタイムでの視聴が可能であること。

ウ 1ヶ月以上クラウド上にデータを保存できること。

## 9 機器及びシステム導入にあたる留意事項

- (1) 本業務の実施にあたり必要となるネットワークは、本市が契約している回線及びプロバイダを使用するとともに、本施設のネットワーク構成を迅速かつ安全に把握し、必要な設定変更を伴う作業を円滑に実施できる技術力・実績を有すること。
- (2) 当該カメラの設定及び設置作業については本業務の中で受託者において行うものとする。なお、当該カメラの設置にあたっては、本施設の内観の意匠を損なわないよう、本施設の本市及び本施設の内装整備事業者との調整の上、決定するものとする。また、監視カメラの設置に伴う点検口についても、原則、本市が設置するものとする。
- (3) 本業務に必要となる配管については、原則、本市において整備するものとする。具体的な配管については、契約締結後、本市及び本施設の整備事業者と調整の上、決定するものとする。調整の結果、配管等が不足する場合は、受託者において必要に応じた措置をとるものとし、その際に係る一切の費用については見積金額に含めること。
- (4) 本施設内の電源については、原則、本市において整備するもの（電源設置箇所については別紙3「電源配置箇所図」を参照すること。）を本市及び本施設の整備事業者と調整の上、使用すること。使用可能な電気容量について区画Aは7kVAであり、電源容量が不足する場合は受託者において電源工事を行うこと。その際に係る一切の費用は見積金額に含むこと。
- (5) クラウドサービスの導入にあたっては、受託者の管理・監督のもと、別事業者が提供するクラウドサービスを活用し、導入クラウドサービスを提供する事業者から本市へ役務を提供することも可能とする。
- (6) 導入を必須としている機器以外に本業務の実施にあたり必要となる機器の準備費及び設置、設定作業等の一切の費用については見積金額に含めること。
- (7) 本システム及びネットワーク構築に必要な機器などを任意で導入する場合は、受託者が本市へ提案し、本市の承認を得て決定するものとする。

## 10 調達条件

- (1) 導入する機器及びシステムをネットワークに接続するにあたり必要となる機器は受託者において準備すること。その際の機器準備費用（購入費及び設置費）は見積金額に含むこと。
- (2) 導入する機器は、新品・未使用であること。
- (3) システム及び機器の導入に必要な経費は、すべて見積金額に含めること。
- (4) 導入する機器の配置は、来館者の導線に配慮すること。
- (5) 導入機器の設置に際し既存配管の中を配線すること。配線の長さは300m程度とする。その作業費用は見積金額に含めること。
- (6) 導入システムを常に最新の状態を保ち、不正プログラムやマルウェアへの対策を講じるためのシステムバージョンアップや導入機器の保守・点検を適切な頻度で実施していくため、今後、概ね5年間に必要となる保守管理計画書を作成すること。
- (7) 機器障害に対応する問い合わせ窓口を設置すること。また問い合わせ窓口は24時間365日対応可能な一元窓口とする。
- (8) 機器に障害が発生した場合、速やかに対処すること。

- (9) 本施設は令和 8 年 10 月中の開館を予定しており、整備工事と本業務の工程が重複する期間がある。受託者は、機器及びシステムの導入にあたり、本市に加え、本施設の整備事業者、施設運営事業者及びその他関係団体（以下「関係者」という。）と密に連携し、定期的な意見聴取や細部工程の調整を行った上で、本業務を円滑に遂行しなければならない。
- (10) 受託者は、業務責任者を選任し業務従事者への指揮監督を行うとともに、業務の遂行について本市及び関係者との連絡調整にあたらせること。
- (11) 業務の遂行にあたっては本市と十分に意思疎通を行い、本市の指示に従うこと。
- (12) 業務に関し本施設に出入りする際及び施設内で作業を行う際には、本市に事前に連絡し、指示に従うこと。

## 11 成果物

- (1) 導入するシステム及び機器に加え、別表 2 に記載の成果物を納品すること。各成果物の数量は、紙媒体 2 部及び本市が指定するファイル形式で保存された電子媒体 1 部とする。
- (2) 本施設内で作業を行う際は、本市及び関係者と調整の上、実施すること。
- (3) システム及び機器の納期は令 8 年 10 月 9 日(金) とする。
- (4) ライセンス違反等にならないよう適合するライセンスをインストールすること。

## 12 本業務全体の留意事項

- (1) 業務全般に関すること
  - ア 機器等の導入作業にあたり、受託者が故意または過失によって本市及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに原状回復（原状回復が適当でない場合は損害賠償）を行うこと。
  - イ 本市がシステム及び機器の導入・更新を行う際には、受託者は次回のシステム及び機器の導入・更新を請負う事業者をサポートし、円滑に移行できるよう協力すること。
  - ウ その他の禁止事項については、本市の条例及び規則並びに関係法令に基づくものとする。
  - エ 関連するすべての事項について、本市と十分に調整の上、業務を実施すること。
  - オ 本仕様書の読み違いや確認不足など、受託者の瑕疵により導入したシステム及び機器の能力不足や欠陥があった場合には、受託者の負担により補償すること。
  - カ 本仕様書に定めのない事項又は内容等に疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定するものとする。
  - キ ひかり電話への新設工事費用は本委託には含まないが、本市が指定する通信業者の担当者と打合せを行うこと。
- (2) 業務の実施にあたっては、本施設での現地確認を行い、特性に沿ったシステム及び機器の導入を検討すること。なお、現地確認の日時について本市と調整すること。
- (3) 損害のために生じた経費の負担
  - ア 本業務により第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。
  - イ アの規定にかかわらず、同項の規定する賠償額の内、本市の指示、貸与品等の性状その他本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、本市の指示又は貸与品等が不相当であることなど本市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

ウ ア及びイのほか、その他業務により第三者との間に紛争を生じた場合においては、本市と受託者が協力してその処理解決に当たるものとする。

## 第2章 一般事項

### 1 適用範囲

この仕様書は、(仮称) 姫路市観光交流センター管理運営システム構築等業務委託に適用する。本業務の受託者は、本仕様書に定めない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては本市へ提案し、本市と受託者が協議の上、これを決定し行うものとする。

### 2 業務項目

業務に係る項目は、本仕様書及び本市の契約約款によるものとする。

### 3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは遅滞なく委託業務着手届を本市に提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、全体スケジュールなど進行管理資料等を本市の指示により随時提出し、本市の承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、上記(3)の従事者のうちから業務責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出により本市に通知するものとする。
- (5) 受託者は、必要に応じ本市において進捗状況を本市に適宜報告するとともに打合せを行うものとする。
- (6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

### 4 実施報告

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、本仕様書及び本市の契約約款に定める書類の提出を行うものとする。本業務の完了に際し、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一式（電子媒体については、本市が指定するファイル形式で提出すること。）を本市に提出するものとする。成果物の作成及び編集等に当たっては、あらかじめ本市と協議の上、作成するものとする。なお、提出先は、姫路市観光経済局観光コンベンション室（姫路市安田四丁目1番地 姫路市役所）とする。

### 5 資料の貸与

本業務に必要となる資料の収集又は調査等は、原則、受託者が行うこととするが、本市が現在所有しているものについては、本市から受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に係るリストを作成の上、本市に提出するものとし、業務完了後、貸与された資料のすべてを速やかに本市へ返還するものとする。

### 6 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、別途実施するものとする。

## 7 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 受託者は、業務遂行にあたり本市並びに第三者に損害を与えた場合は直ちにその状況及び内容について報告し、本市の指示に従うものとする。また、賠償等に必要な負担は受託者が負うものとする。
- (4) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する費用は受託者が負担するものとする。
- (5) 本件契約に係る契約保証金については、姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）の規定を適用する。
- (6) 受託者は、条例、規則等諸法令を遵守すること。

別表 1

品 名	数 量	品 名	数 量
防犯カメラ	適当	NAS	1 台
カウント用カメラ	適当	ビジネスホン（主装置）	1 台
ノートパソコン（マウス含む）	4 台	多機能電話機	2 台
タブレット端末（iPad）	2 台	コードレス電話機（子機）	2 台
ルータ	1 台	デジタルサイネージ	1 台
無線 LAN アクセスポイント	2 台	セットトップボックス(STB)	1 台
L2 スイッチ(PoE 対応)	2 台	19 インチラック	1 架
無停電電源装置	1 台	NAS	1 台

別表 2

名称	内容	納品期日
導入に関わる成果物	業務実施計画書 作業工程表（導入スケジュール等を記載したもの） 業務体制図 保守管理計画書（5 年間）（暫定版）	契約締結後 2 週間以内
設計に関わる成果物	基本設計書（NW構成図・PW管理簿・ラック搭載図等含む） 機器設定表 config トレーサビリティ表 設置レイアウト図 試験手順書・成績表 完成写真帳	システム及び機器納入時
操作・運用に関する成果物	操作に関するマニュアル 運用管理に関するマニュアル	システム及び機器納入時
その他成果物	保守管理計画書（5年間 / 確定版）	システム及び機器納入時 ※ただし暫定版から変更がない場合は提出不要
その他関係書類、物品	本市より指示があったもの	本市が指定する日